

いじめ重大事態に係る調査報告書

令和6年6月24日（月）

八潮市いじめ対策委員会

目 次

第1章 事案及び調査の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 1～P 3
1 事案の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2 調査を行う組織	・ ・ ・ ・ ・ P 1
3 八潮市いじめ対策委員会の委員の構成	・ ・ ・ ・ ・ P. 1
4 調査	・ ・ ・ ・ ・ P 2
(1) 調査の目的	・ ・ ・ ・ ・ P 2
(2) 調査の基本方針	・ ・ ・ ・ ・ P. 2
(3) 調査の対象と方法	・ ・ ・ ・ ・ P 2
5 八潮市いじめ対策委員会の調査状況	・ ・ ・ ・ ・ P 3
第2章 調査結果	・ ・ ・ ・ ・ P 4～P21
1 当該校からの報告及び聞き取り結果	
(1) 当該校からの報告	・ ・ ・ ・ ・ P 4
(2) 当該校が実施しているアンケートについて	・ ・ ・ ・ ・ P10
(3) 八潮市いじめ対策委員会による聞き取り調査	・ ・ ・ ・ ・ P11
2 いじめの有無	
(1) 本事案におけるAの保護者の訴え	・ ・ ・ ・ ・ P18
(2) いじめの定義	・ ・ ・ ・ ・ P19
(3) いじめについての判断	・ ・ ・ ・ ・ P19
第3章 いじめに対する対応の検証	・ ・ ・ ・ ・ P21～P25
1 学校の対応の検証	
(1) 本事案に関する学校の初期対応について	・ ・ ・ ・ ・ P21
(2) 保護者同士の話し合いに関する対応について	・ ・ ・ ・ ・ P22
(3) 保護者との連携について	・ ・ ・ ・ ・ P23
(4) 校内組織における情報共有及び対応の協議について	・ ・ ・ ・ ・ P23
(5) 指導における「謝罪」について	・ ・ ・ ・ ・ P24
2 市教委の対応の検証	
(1) 本事案に関する初期対応について	・ ・ ・ ・ ・ P25
(2) いじめ重大事態の判断に至るまでの対応について	・ ・ ・ ・ ・ P25
(3) 市教委内の情報共有について	・ ・ ・ ・ ・ P25
(4) 市内小・中学校への指導について	・ ・ ・ ・ ・ P25
第4章 再発防止策のための提言	・ ・ ・ ・ ・ P26～P30
1 当該校への提言	
(1) 児童の心の状態の把握といじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・ P26
(2) 保護者に寄り添った対応	・ ・ ・ ・ ・ P27
(3) いじめに対する学校の組織対応の在り方	・ ・ ・ ・ ・ P28
2 市教委への提言	
(1) いじめ対応及びいじめ防止対策についての啓発の強化	・ ・ ・ ・ ・ P30
(2) 具体的かつ組織的な対応についての研修の実施	・ ・ ・ ・ ・ P30
(3) 関係機関及びS C・S S Wとの連携の強化	・ ・ ・ ・ ・ P30
(4) 人員の確保	・ ・ ・ ・ ・ P30

第1章 事案及び調査の概要

1 事案の概要

本事案は、■■■■児童（令和5年度当時、市内小学校第4学年に在籍）に対するいじめの疑いを対象としている。

令和5年11月13日（月）、被害児童A（以下、A）の保護者は担任に、同年10月頃、Aが加害児童B（以下、B）から暴力を振るわれ、またそのことを口止めされたと訴えた。担任が該当児童に聞き取りを行ったところ、不明確な部分があったものの、一部事実が確認できたため、当該小学校（以下、当該校）の校長は同日にいじめと認知した。また、同月16日（木）、Aの保護者は担任に、AがBから「死ね」と言われたと訴えた。担任が事実確認を行ったが、事実は分からないままであった。担任は、Aの保護者から「周りの児童からも聞き取ってほしい」という訴えがあったため、再調査を行った。しかし、再調査した結果、事実は不明確のままであった。

同年12月11日（月）に、Aの保護者は「いじめが解決しない」という理由で、転学申請を行ったため、当該校の校長は、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に該当する）と判断し、同月13日（水）に八潮市教育委員会（以下、市教委）を通じて、市長に報告した。

市教委は、同月28日（木）に事故報告書を埼玉県教育委員会に提出した。当該校及び市教委は、本事案の調査を市教委主体で行うこととした。市教委は、令和6年1月11日（木）に市教委主体の組織である八潮市いじめ対策委員会を設置し、調査を開始した。

2 調査を行う組織

調査の主体は、「いじめの経緯」「保護者の訴え」「保護者と学校との関係性」を踏まえ、市教委とした。また、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」に基づき、「八潮市いじめ対策委員会」を、調査を行うための組織とした。

3 八潮市いじめ対策委員会の委員の構成

八潮市いじめ対策委員会の委員については、八潮市いじめ対策委員会設置規則において、以下のように定められている。

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1）子供の健全育成に関して識見を有する者
- （2）法律、心理又は福祉に関して専門的な知識を有する者
- （3）警察関係者
- （4）保護者を代表する者
- （5）その他教育委員会が必要と認めた者

八潮市いじめ対策委員会委員

	氏 名	区分
委員長	松澤 利行	(1) 保護司
副委員長	川越 勝	(2) 公認心理師
委員	石川 かよ子	(3) 元草加警察署勤務
委員	荻野 美紀	(4) 保護者
委員	小林 明文	(5) 元公立中学校教諭

4. 調査

(1) 調査の目的

八潮市いじめ対策委員会による調査の目的は、当該校において令和5年10月頃と同年11月15日（水）に発生した本事案について、「事実の有無と八潮市いじめ対策委員会設置に至るまでの当該校及び市教委の対応を調査し、事実に向き合うこと」、「調査結果を踏まえて、同種の事態の再発防止を図り、いじめ防止に向けた提言を行うこと」である。また本調査は、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的とするものではない。

このことをAの保護者、Bの保護者に対して市教委から説明し、八潮市いじめ対策委員会においても確認した。

(2) 調査の基本方針

八潮市いじめ対策委員会では、本事案の調査を進めるにあたり、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に、中立・公正な調査を行うこととする。

(3) 調査の対象と方法

① 資料の収集・分析

- ・当該校が実施したアンケート
- ・担任の記録
- ・当該校から市教委への事故報告書
- ・市教委から県教育委員会へ提出した事故報告書
- ・市教委の対応の記録

② 聞き取り（対象者は以下のとおりである）

- ・A及びAの保護者
- ・B及びBの保護者
- ・関係児童
- ・当該校の令和5年度の校長及び教頭
- ・当該校の令和5年度の学年職員（担任、学年主任、担当学年教諭）
- ・八潮市教育委員会指導課（令和5年度の課長、担当指導主事）

5 八潮市いじめ対策委員会の調査状況

時 期	内 容
令和6年1月11日(木)	○令和5年度臨時第1回いじめ対策委員会 当該校の校長による報告 調査方針等の検討
令和6年1月19日(金)	Aの保護者へ市教委より事前説明
令和6年1月23日(火)	Bの保護者へ市教委より事前説明
令和6年1月25日(木)	○令和5年度臨時第2回いじめ対策委員会 学校調査に関する分析・協議
令和6年2月 2日(金)	○令和5年度臨時第3回いじめ対策委員会 Aの保護者への聞き取り
令和6年2月 9日(金)	○令和5年度臨時第4回いじめ対策委員会 Bの保護者への聞き取り
令和6年2月22日(木)	○令和5年度臨時第5回いじめ対策委員会 学校調査に関する分析・協議 聞き取り調査の結果分析・協議
令和6年2月29日(木)	○令和5年度臨時第6回いじめ対策委員会 学校への聞き取り ・校長、教頭 ・担任、学年主任、担当学年教諭
令和6年3月21日(木)	○令和5年度臨時第7回いじめ対策委員会 市教委への聞き取り ・課長、担当指導主事
令和6年3月25日(月)	○令和5年度臨時第8回いじめ対策委員会 学校調査に関する分析・協議 聞き取り調査の結果分析・協議 報告書の柱立て検討
令和6年4月25日(木)	○令和6年度臨時第1回いじめ対策委員会 報告書案の検討
令和6年5月10日(金)	Aの保護者へ市教委より経過報告
令和6年5月16日(木)	○令和6年度臨時第2回いじめ対策委員会 報告書案の検討
令和6年5月30日(木)	○令和6年度臨時第3回いじめ対策委員会 報告書案の検討
令和6年6月 6日(木)	○令和6年度臨時第4回いじめ対策委員会 報告書案の検討
令和6年6月18日(火)	Aの保護者へ市教委より経過報告
令和6年6月21日(金)	Bの保護者へ市教委より経過報告
令和6年6月24日(月)	○令和6年度臨時第5回いじめ対策委員会 報告書案の検討

Aへの聞き取りについては、転学後のAにかかる精神的な負担の大きさを考慮し、Aの保護者の申し出により実施していない。

また、公平性の観点から、Bや関係児童への聞き取りも実施していない。

第2章 調査結果

1 当該校からの報告及び聞き取り結果

(1) 当該校からの報告

【令和5年11月13日（月）】

- ① Aの連絡帳に書いてあったいじめの訴えを受けて、担任がAの保護者に連絡をし、確認した内容は以下のとおりであった。
 - ・以前から、Bから暴力を振るわれている。
 - ・暴力を振るわれていることをAはBに口止めされているため、親にも先生にも話せなかった。
 - ・BはAに「腕を折ってやる」と言いながら、両手でAの手首から肘にかけて思いっきり痛くしたり、すねやももを日常的に何度も蹴ったりしている。
 - ・表沙汰にはなっていないが、裏で陰湿ないじめが日常的にある。
 - ・いじめがなく、もっと安心して登校できるような学校にはならないか。
 - ・学校にBの保護者を呼んで、三者で話し合いの場を設けてほしい。
- ② ①の内容について、担任がAに聞き取りを行った内容は以下のとおりであった。
 - ・最近、悪口を言われる（死ね、うざい、ばか）。
 - ・たまに蹴られる（すね、もも）。
 - ・「腕を折ってやる」はよくわからない。
 - ・以前、「先生や親に言ったらもっとやるぞ」と言われた。
 - ・今までしたことを謝ってほしい。もうやらないでほしい。
 - ・仲良くできないから、Bとはあまり関わりたくない。
- ③ ②に続き、担任がBに聞き取りを行った内容は以下のとおりであった。
 - ・悪口は言ってしまった。
 - ・暴力はあまり記憶にないが、以前、けんかしたときに暴力を振るってしまったかもしれない。
 - ・「腕を折ってやる」はあまり記憶にないが、遊びの延長で言ってしまったかもしれない。
 - ・Aからも悪口を言われている。
 - ・Aとは、今後あまり関わりたくない。
 - ・しつこく言ってきたり、煽ったりしないでほしい。
- ④ 個別の聞き取りを行った後、担任が両者を呼んで話をした。お互いがしてしまったことについてそれぞれ謝罪をし、今後はお互いに距離を置くことにした。
- ⑤ 草加警察署（以下、警察）の生活安全課の担当から当該校の教頭に連絡があり、令和5年11月11日（土）に交番にAの保護者が来て、相談を受けた旨の報告を受けた。また、警察から、現在分かっていることを教えてほしいという依頼を受けて、教頭から分かっていることについて話をした。

- ⑥ 令和5年11月11日(土)に、県のいじめ通報窓口で相談があった件について、校長は市教委から、AとBの在籍の確認及びいじめの事実確認の依頼を受けた。また、「Aの支援・指導の記録」及び「これまでの経過報告」についての作成及び提出を求められた。
- ⑦ 校長は市教委から「Aの保護者が市教委に来庁し、今回の件について相談を受けた」という連絡を受け、相談の内容について情報共有をした。
- ⑧ AとAの保護者、担任、教頭の4人で、今回の件について学校で話をした。「AとBから聞き取った内容」「お互いに謝罪をしたこと」「今後はお互いに距離を置くこと」について、Aの保護者に伝えた。その際、Aの保護者からの訴えは、以下のとおりであった。
- ・ Aが安心して学校に通えるようにしてほしい。
 - ・ お互いの話を聞くだけでなく、もっと周りの子からも話を聞いて、しっかり調査をしてほしい。
 - ・ その返事次第で、警察に被害届を出すかどうかを決める。
 - ・ Aの保護者、Bの保護者、学校の三者で話し合う場を設けて、そこできちんと謝ってもらいたい。
- ⑨ 担任はBの保護者に連絡をし、AとBに聞き取った内容やお互いに謝罪をしたこと、今後はお互いに授業等で必要な場面以外は関わらないことを伝えた。
- ⑩ 校長は、いじめと認知し、市教委へ今回の状況について報告した。また、「Aの支援・指導の記録」及び「これまでの経過報告」を市教委へ提出した。

【令和5年11月15日(水)】

- ① 担任はAと仲が良い5名の児童(C～G)に聞き取りを行った。聞き取った内容は以下のとおりであった。
- (Cから聞き取った内容)
- ・ 帰り道、AがBから逃げた結果、横断歩道を渡っている最中または渡る直前に赤信号となり、それに対して、BがAに「信号無視」と言っていた。
 - ・ BからAへの暴力は見たことがない。
- (Dから聞き取った内容)
- ・ BからAへの暴力は見たことがない。
- (Eから聞き取った内容)
- ・ 令和5年7月18日(火)に公園でトラブル(P6 ※)になったことはあるが、それ以外は分らない。

(Fから聞き取った内容)

- ・帰り道にAとBがけんかしているところを目撃した。信号無視の件でけんかになっていた。見ていた限りでは、一方的ないじめではなく、けんかのように見えた。その後、BがAの足を蹴っていたところを見て「いじめかな」と思い、Aに「大丈夫？いじめではない？」と声をかけたが、「いじめではないかな」とAから返答があった。

(Gから聞き取った内容)

- ・BからAへの暴力は見たことがない。

※令和5年7月18日(火)の公園でのトラブルについては、AがBを含む4名の児童と公園で遊んでいたとき、Bとは別の児童とトラブルになり、その際、その場にいたBの■ともトラブルになった件である。

- ② 放課後に、Aの保護者から担任に連絡があった。内容は、6校時の体育(鉄棒)の時間に、Aが鉄棒を行わず、担任から指導を受けている最中に、Bから「死ね」と言われた、というものであった。

担任から、Aへの指導の内容について説明するとともに、「指導中にBからそのような暴言はなかった」と伝えた。

【令和5年11月16日(木)】

- ① Aの保護者から出席アプリで欠席の連絡があった。Aの欠席理由は以下のとおりであった。

- ・昨日、Bに「死ね」と言われたことが、ものすごく怖かったみたいである。
- ・「また暴言を繰り返されるのかと思うと、怖くて学校にいけない」と言っていて、布団から出て来られなくなった。

- ② 下校方向が同じ学年の6名からも学年職員が聞き取りを行ったが、BがAに対して暴力を振るったところは見ることがない、とのことであった。

- ③ 教頭は市教委から、「Aの保護者が来庁し、相談を受けた」という連絡を受けた。相談内容は以下のとおりであった。

- ・Aが布団から出られなくて学校を休んだ。元気ではあるが、「お腹が痛い」と言っている。
- ・Aに学校に行きたくない理由を聞いたところ、令和5年11月15日(水)の6校時の体育の時間に「死ね」と言われたことで、「学校に行くのが怖い」と言っていた。担任には連絡している。
- ・同月21日(火)に八潮市教育相談所(以下、教育相談所)で相談をする予定になっている。

- ④ 教頭は市教委にこれまでの状況を報告し、今後の対応について以下のとおり報告をした。
- ・ いじめに関するアンケートを実施する。
 - ・ Aの保護者とBの保護者の話し合いをする機会を設定する。
- ⑤ 担任がAの様子について、Aの保護者へ連絡をし、聞いた内容は以下のとおりであった。
- ・ Aは家では普通にしているが、朝になると「学校に行きたくない」と言っている。
 - ・ 「腕を折ってやる」の件は、令和5年10月頃にその場を見ていた児童がいる。見ていた児童の保護者から聞いた内容であるが、聞いた保護者の名前は伏せてほしいと言われているので伝えられない。
- ⑥ 担任からBの保護者へ連絡した。「AがBにいじめられて、学校に行きたくないと言っていること」「Aの保護者が三者での話し合いの場を設けてほしいと言っていること」を伝えたところ、Bの保護者は「いつでも学校に行って話をする」とのことであった。

【令和5年11月17日（金）】

- ① Aの所属する学級全員を対象に、児童に何かトラブル等が起きたとき、児童から情報を集めるために実施している「臨時アンケート」を行った。アンケートの結果は以下のとおりであった。
- ・ Bからは、Aに関する記述はなし。
 - ・ 他の児童からAとBに関する記述はなし。
- ② 教頭は市教委から、「Aの保護者が来庁し、相談を受けた」という連絡を受けた。相談内容は以下のとおりであった。
- ・ 本日も学校に行けなかった。
 - ・ 「死ね」と言われた件は、先生がいないときに言われた。
 - ・ ■■■■■には出たいので、月曜日は学校に行けるかもしれない。
 - ・ 担任の先生は好きだが、先生がBに指導してくれた後も暴言を言われるので、「先生に相談しても駄目なのか」とAは思っている。

【令和5年11月20日（月）】

担任からAの保護者に連絡をした。Aが出席した際、担任が学級でいじめや暴言について20分程度話をしてくれたことに対して、Aの保護者は感謝していた。

【令和5年11月21日（火）】

- ① Aの保護者から出席アプリで欠席の連絡があった。「午前中に教育相談所に行くので、終わり次第登校する予定です」というものであった。

- ② 教頭は警察から連絡を受け、現在の進捗状況を報告した。

【令和5年11月24日（金）】

- ① Aの保護者から出席アプリで欠席の連絡があった。出席アプリに書かれていた内容は以下のとおりであった。
- ・ Aはいじめについては忘れてしまっているのではなく、話すのが怖くて言えないだけで、全部覚えているみたい。
 - ・ AがBから暴言を吐かれた際、「先生に言ったら、■に言うからね」と、脅されているから怖いんだよ、と話してくれた。
 - ・ Aが、保護者と一緒でも学校に行くのは怖い、と話してくれた。
- ② 担任がBの保護者へ連絡した際、Bの保護者から話があった。内容は、「担任が他の児童から聞き取り（Bの言動等）を行っていることに対して、Bが疑問や不安を抱き、Bが学校に行きたくないと言い出している」というものであった。
- ③ 当該校内の校内いじめ対策委員会で、Aに対するいじめについて、職員に周知した。

【令和5年11月27日（月）】

- ① Aの保護者から出席アプリで連絡があった。内容は以下のとおりであった。
- ・ Bに腕を折られそうになって逃げている際、6学年の児童が足掛けをしてきたので、Aは転んでしまった。
 - ・ 本日は、教育相談所で過ごす。
- ② 教頭は市教委から、「Aの保護者から電話連絡があった」という連絡を受けた。内容は以下のとおりであった。
- ・ 今、Aと一緒に教育相談所に来て、勉強している。
 - ・ 先週は■には参加できた。
 - ・ 本日、18:30から、当該校でBの保護者と話し合いを行う。
- ③ 放課後、学校で三者での話し合いをした。話し合いには、AとAの保護者、Bの保護者、教頭、Aの担任が参加した。
- 学校から三者での話し合いを行うことになった経緯について説明をした。Aの保護者は、BがAに暴力を振るったことへの謝罪を求めた。しかし、Bの保護者は、「暴力を振るう原因になったのは、Aがしつこく嫌なことをBに行ったことが原因だ」と言い、謝罪はしなかった。その後、Bの保護者が「お互いの子どもの話が合致せず、お互いの子どもの話しか信用しないのであれば、これ以上の話し合いは無駄だ」と言って、帰ってしまった。
- Aの保護者は、「今のままAが学校に行っていない状態は良くないので、今後のことは早急に決めて学校に連絡します」と言っていた。

【令和5年11月28日（火）】

- ① 校長は市教委へ話し合いの様子を報告した。
- ② 教頭は市教委から、「AとAの保護者が来庁し、話を聞いた」という連絡を受けた。内容は以下のとおりであった。
 - ・話し合いは、15分ほどで物別れに終わった。
 - ・Bの保護者は、「Aはしつこい」「こっちも我慢していたんだ」と言っていた。
 - ・最終的には「出るところに出ろよ」と言って退席してしまった。
 - ・Bの保護者が退席後、Aの保護者は学校と話を続けたが、「もう話し合いをしても解決は難しいと感じた」と言っていた。
 - ・学校には「安全ではないので、Aを学校には行かせられません」と伝えた。
 - ・話し合い後に「解決できないと思うから、転校させよう」と考えが改まった。
 - ・Aは転校への不安がある。
 - ・転校する前に、転校先の学校見学を行いたい。

【令和5年11月29日（水）】

Aの保護者から出席アプリで欠席の連絡があった。内容は以下のとおりであった。

- ・転校する方向で動くことにしました。
- ・ご尽力いただいたのに、こんな結果になってしまい、すみません。
- ・転校先が決まるまでオンラインで授業を受けることはできないでしょうか。

【令和5年12月1日（金）】

Aの保護者は学校に来校し、タブレットを受け取った。その際、校長と面談をした。校長が話をした内容は以下のとおりであった。

- ・Aがクラスに入るのが難しければ、Aの思いが許すのなら、校長室等の別室で勉強することもできる。
- ・Aが教室へ行く際は、職員を誰かつけて安全に過ごせるようにする。
- ・校長としては、転校するのではなく、当該校で卒業までいてほしい。
- ・以上の内容を、もう一度、ご家庭でも検討してほしい。

校長の話に対して、Aの保護者は、「B家がいるので難しい」との返答であった。

【令和5年12月4日（月）】

- ① Aの保護者から出席アプリで欠席の連絡があった。内容は以下のとおりであった。
 - ・Aに改めて話したが、学校が怖くて登校は難しそう。
 - ・校長室登校の件、家族で話をし、改めて校長とお話したい。

② AとAの保護者は、学校に来校し、校長とで面談をした。面談で話をした内容は以下のとおりであった。

- ・ Aが校長室で個別学習をすることで、「あそこで勉強しているのか」など、新たな悪口を言われる原因を作りたくない。
 - ・ 今は転校が一番いい。Aは「一番転校がいい」と言っている。
 - ・ 算数のオンライン学習は続ける。学校に行けませんが、教育相談所は行ける。
 - ・ Aは今回の件で、担任のことが嫌だと言っている。Aの保護者はAに対して、担任はきちんとやってくれていると説得していた。
 - ・ 転校については早急に考えたい。3学期からでも良い。
- 校長は、転校の件も含め、改めて学校から連絡すると伝えた。

【令和5年12月6日（水）】

① 校長は市教委へ現状を報告した。

② 校長はAの保護者に連絡をした。連絡した内容は以下のとおりであった。

- ・ 転校してほしくない気持ちに変わりはないが、転校先の見学を進めていくのはどうか。
 - ・ 転校先の都合もあるので、来週あたりでどうか。
- 転校先の都合を確認した上で、改めて、Aの保護者に連絡することとなる。

【令和5年12月11日（月）】

① AとAの保護者、当該校の教頭で、転校先の学校見学を行った。

② Aの保護者は市教委の学務課へ行き、転学申請を行った。

校長は市教委の学務課から、「Aの保護者が、いじめが解決していないという理由で転学申請を行った」と連絡を受けた。

（2）当該校が実施しているアンケートについて

当該校では、「定期アンケート」と「臨時アンケート」の2つのアンケートを実施している。

① 「定期アンケート」は、毎学期1回（6月、10月、2月）の計3回、すべての児童を対象に実施している。実施したアンケートについては、いじめ解消の確認が取れるまで保存している。

令和5年6月19日（月）に実施したアンケートで、AとBの両方とも質問に対して「何ものなし」と回答している。

同年10月13日（金）に実施したアンケートで、Aは次のように回答している。

「心や体がつらくなるようなことがあったか」 「はい」

「今も続いているか」 「いいえ」

Bはすべての質問に対して、「何ものなし」と回答している。

- ② 「臨時アンケート」は、児童に何かトラブル等が起きたとき、児童から情報を集めるために実施している。今回は令和5年11月17日（金）に実施したが、Aは欠席のため未実施であった。BはAに関して、何も書いていなかった。また、他の児童からもAとBに関して、何も書いていなかった。

（3）八潮市いじめ対策委員会による聞き取り調査

① Aの保護者

ア 「腕を折ろうとした話」や「口止めをした話」について

今でも事実が分からないままであり、学校が聞き取りを行った結果、「そういう話は誰からも出てこなかった」と聞いていた。「名前を出して、全校生徒に聞いても良い」「徹底的に調査してほしい」と伝えた。どのような調査をしたのか説明はないが、「何も出てこなかった」と保護者同士の話し合いのときに聞いた。

イ 令和5年11月15日（水）にAが「死ね」と言われた件について

担任に連絡したときに「死ね」と言える状況ではなかったと言われ、それで終わっている。その後、学校がどのような事実確認を行ったかについては、これまで学校からの報告はなく、調査したのかどうかも分からない。

ウ アンケート等について

「臨時アンケート」や「定期アンケート」というアンケート自体を知らない。どのようなアンケートを取るかなど、内容については事前に聞かされていない。保護者同士の話し合いのときに、担任の横にアンケートの束が見えたので、アンケートを行ったのだと思った。

エ 保護者同士の話し合いについて

話し合いは、実のない話し合いで、事実確認すらできていない。「腕を折ろうとした」という事実確認はできなかったが、「暴言を吐いた」「すねを蹴った」といういざこざがあって、お互いけんかしているようなことはあったようなので、それはお互いに謝罪を求めるような対応を学校にしてもらいたかった。

行った行為に関して、お互いに謝罪を求めるなど、話し合いとしての流れを作ってほしかった。こちらも悪い所があるなら、謝るべき所は謝った。

またBの保護者が「この親にしてこの子と思えばいい」と言って帰ったが、学校は止めなかった。Aの保護者が「止めないのですか」と伝えたものの、止めようとせず、学校はBの保護者が出ていくのが分かっている、止めなかったのかと思った。

本人が、「当該校が怖い、学校が怖いわけではない」「当該校でなければ行きたい」「転校すれば行ける」と言っていたので、本人の意思を優先して転校することにした。

オ これまでの学校の対応について

学校で何か起きたら、学校と家庭で連絡を取り合うべきであり、学校で起きたことに関して、学校から報告がないので、重大なことに関しては、説明するべきだと思う。今回、Bの保護者には、現在の状況について、早めに、小まめに説明してほしい。

② Bの保護者

ア 「腕を折ろうとした話」や「口止めをした話」について

今回の件について、担任から「お互いに謝罪した」と聞いていた。子供同士でお互いに謝罪したので、学校で話が終わっているという認識であった。学校からは事前に連絡はなかったが、事後報告として、「他の児童から聞き取りを行った」という連絡を聞いていて、「そういう事実はない」と聞いていた。また、学校で何かあった場合は、すぐに学校から連絡が来て、その都度、家で話をしていた。今回は「けんかはしたことがある」と言っていたが、「腕を折ってやると言ったことは覚えていない」と言っていた。

イ 令和5年11月15日（水）にAが「死ね」と言われた件について

Bに聞いたところ、「覚えていない」「けんかしたことがある」と言っていた。「Bはけんかで手を出すような子ではないので、手を出したのであれば、余程嫌なことを言われたのではないのか」と思っていた。そのことは保護者同士の話し合いのときに、Aの保護者にも伝えている。

ウ アンケート等について

「臨時アンケート」があることは知っていたが、内容までは分からない。学校からは「何も出てこなかった」という報告のみを聞いていた。

エ 保護者同士の話し合いについて

学校は話し合いの場を設けてくれたが、話し合いに関しては、見守っていることしかできなかったと思っている。学校から事実確認については、前から聞いていた。また、話し合いの前からAの保護者が再調査を求めていることも学校から聞いていた。「再調査して構わない」と学校に伝えたが、Aの保護者は再調査の結果に不満があったのだと思っていた。

学校に対しては、当初、「学校で謝罪までさせたのだから、学校で終わらせてほしい」と思っていたが、先生たちも踏み込めない所があるだろうから、保護者同士の話し合いが必要であると思っていた。「暴力をしたという結果」ではなく、「暴力に至るまでの経緯」が大切であると思っているが、Aの保護者は「暴力をしたこと」に対して「謝罪」を求めるばかりで、話し合いにならなかったのが帰った。

オ これまでの学校の対応について

学校は両方のことを考えて、よくやってくれている。何度も調査したり、話を聞いてくれたりしている。転校までになるとは考えていなかったが、うまくいかなくならないかと思っていた。学校の対応に関して、学校でけんかがあったときは、どうしてそうなったのかなど、学校は色々な方面から聞き取りなどを行っている。

③ 当該校の校長と教頭

ア いじめ重大事態となった結果について

本事案に関して、「転校という結果には、心が痛く、大変申し訳ない」という思いであった。また、「転校しかない」と思わせてしまったことについて、「大変申し訳ない」という思いであった。管理職としては、初期段階から担任と連携して対応していた。保護者同士の話し合いの場では、保護者同士の色々なやりとりの中で決裂してしまったという状況であった。話し合い後に、可能であれば、再度、両保護者に話し合いをすることを提案できたと思っている。また、Bの保護者には、思っていることをもっと聞くべきであった。聞いた上で、話し合いを行っていれば、決裂せずに良い形で終わったかもしれない。

イ アンケート等について

学校としては、保護者同士の話し合いまでの間に、A、B、関係児童等からの聞き取りやアンケートを実施していて、その時点で、Aだけが一方的にいじめられているという事実は出てこなかった。AとBに関する情報を集めるためにアンケートを行っていたが、「BがAに何かやっていたか」というような具体的な内容のアンケートを実施することはできないので、いつもの通りの「臨時アンケート」の内容でアンケートを取った。各学期に1回アンケートを行っていて、保管しているので、何かあったときには、前回実施したアンケートがどうであったかの振り返り確認をしている。

ウ 普段の学校のいじめの対応等について

学校でいじめ防止基本方針を作成していて、年度当初の職員会議で、生徒指導主任を中心に確認をしている。校内いじめ対策委員会は月に1回行っている。内容によっては、臨時で開催し、全教職員での対応策などを毎週の打ち合わせで共有することもあるが、今回、臨時では行っていない。

いじめの定義について、保護者宛の通知文などは出していないが、保護者から相談があった場合は、個別に説明することがある。

④ Aの担任、学年主任、学年職員

ア いじめ重大事態となった結果について

本事案に関して、「全体を通して、もっと丁寧に対応できていれば良かった」「全体の対応について、記憶の曖昧な部分があり、記録を丁寧にとって対応できていれば良かった」という思いであった。

イ 「腕を折ろうとした話」や「口止めをした話」について

令和5年11月13日(月)にAとBから聞き取りをした際、関係児童からの聞き取りが必要であると感じた。しかし、AとBからの聞き取りが4時間目ぐらいに終わったため、その日に関係児童からの聞き取りは難しいと判断し、次の日から行うこととした。AとBから聞き取りを行った結果、2人とも「今後は関わりたくない」と言っていたので、事実が明らかになっていない所があったが、「悪口を言ったこと」「暴力を振るったこと」をお互いが認めていたので、お互いがしたことについて謝罪をした。一度距離を置いて、その後2人の距離を縮められたら良いと考えていた。

Aの保護者には状況を伝えたが、Bの保護者には、いじめが起きているということは分からない状況であったので、「こういうことがあって、今、話を聞いています」ということに留めて伝えた。

周りの児童からの聞き取りを行った際、担任は、Aの保護者には「聞き取りを行っていること」は伝えていたが、「いつ伝えたのか」は覚えてはいない。

「腕を折ろうとした話」について、他の児童からも聞き取りを行ったが、何も出てこなかった。Bは「覚えていないけど、もしかしたら、やったかもしれない」「やっていないと断言はできない」と言っていた。

ウ 令和5年11月15日(水)の「死ね」と言われた件について

担任とAが一緒にいたときにBが「死ね」と言ったのなら、担任には聞こえているはずなので、「それは無理なのではないか」とAの保護者に伝えた。Aの保護者は、「学校自体が怖いので、言っていない言葉も言われたと勘違いしている部分もある」と言っていた。

エ アンケート等について

「臨時アンケート」のアンケートの内容については、Aの保護者と事前に調整していない。いじめアンケートのようなものを取りたいため、管理職に相談した。児童に何かトラブル等が起きたとき、児童から情報を集めるために実施している「臨時アンケート」があることを聞き、実施した。管理職に相談した際、保護者に内容の確認をする等の話にはならなかった。既存のアンケート以外で、別のアンケートを作成していない。Aの保護者の要望としては、「周りの児童から聞き取りを行うこと」と認識していたので、アンケートでは具体的に聞いていない。

また、Bが「自分がいじめてしまったのか」と不安にならないように配慮して、具体的なアンケートにしなかった。Aの保護者には「アンケートを取っています」と伝えた。アンケート結果については、なるべく早い段階で伝えた記憶があるが、次の週まで持ち越してしまったかもしれない。「定期アンケート」や「臨時アンケート」は保護者全体には周知していない。何か大きな問題があった場合、該当児童の保護者には伝えている。

1学期にAの保護者から人間関係についての相談があり、「臨時アンケート」を確認したが「何もし」であったため、Aに聞き取りを行った。聞き取った内容は「2年生や3年生のときに暴言を言われた」というものであった。同年10月13日（金）に実施した「定期アンケート」では、「心や体がつらくなるようなことがあったか」の質問に対して「はい」と書いてあったが、「今も続いているか」の質問に対して「いいえ」と書いてあったため、聞かなかったかもしれない。

オ 児童や保護者への対応について

Aの様子については、基本的に電話で話を聞いていて、家庭訪問は行っていない。Aの保護者からは、Aが「学校が怖い」「全部怖い」と聞いてたが、怖いのは「誰か」ではなく、「学校が」と聞いていた。

Aの転校について、Aの学級の児童には内容を伏せて、家庭の事情とした。管理職に相談して、Bへの配慮を踏まえ、学校の判断で伝えた。どのように伝えるかについて、Aの保護者に相談したかどうかは覚えていない。

AとBに関する今回の事案について、担任としては予想外であった。けんかは多かったが、仲良く見えていた。早めの段階で2人の距離を取るなどはできたかもしれない。また、それを保護者に伝えていれば、ここまでにはならなかったかもしれない。

Bは暴言がよく出ていて、「うざい」とよく言っていた。2学期は、日常的に「死ね」と言っていたが、Bの保護者には伝えていない。Bは他の児童と揉めているときに暴言が出ていた。Bはスポーツをしているときなどに、頭に血が上りやすい所はあったが、暴力を振るっている所は見たことがない。本事案が起きる前に、Bの言葉遣いが荒くなってきたのは把握していて、他の職員にも情報共有し、様子を見てもらっていた所で本事案が起きてしまった。

カ 学校における日常のいじめの対応等について

児童間でトラブルがあった場合は、お互いに「どうしたいのか」「相手に何をしてほしいのか」を聞いて、対応している。本事案では、AとBに対して、「何が許せないのか」「何をしてほしいのか」について確認したところ、「謝ってほしい」と言ったので、自分のやったことについて謝罪をすることとした。その上で、「お互い距離を置く」とした。

⑤ 市教委の課長、担当指導主事

ア 学校から今回の件の最初の報告を受けたときの対応について

最初の報告は、東部教育事務所からの連絡であった。令和5年11月11日（土）に県のいじめ通報窓口で相談があり、同月13日（月）に東部教育事務所から確認の連絡が入ったため、市教委は当該校にAの在籍といじめの有無について、確認を依頼した。その際、学校は相談内容について把握していて、調査中であった。県への相談内容の中には、「警察に相談」という内容があったため、警察へ連絡して、状況を確認した。その結果、「被害届は提出されておらず、警察に相談に来ていた」とのことであった。学校に調査を依頼している間に、Aの保護者が来庁し、今回の件について相談を受けた。

学校には、「Aの支援・指導の記録」と「これまでの経過報告」について、作成及び提出を依頼し、学校からは同日に提出された。同月11日（土）～13日（月）の間に、県のいじめ通報窓口、警察に相談があったため、市教委の最初の対応は、各所に状況確認の連絡をするという対応であった。

イ いじめ重大事態と判断したときの対応について

令和5年12月11日（月）にAの保護者が学務課で「いじめが解決しない」という理由で転学申請を行ったため、市教委でこれまでの状況を確認して、本件事案は「いじめ重大事態」とであると判断した。

同月13日（水）に市長へ報告し、県へも報告した。同月14日（木）にAの保護者へ連絡し、重大事態として捉えることを伝えるとともに、同月21日（木）にAの保護者と面談をして、今後の方向性について話をした。

ウ いじめ重大事態の判断に至るまでの経緯について

市教委としては、令和5年11月13日（月）に東部教育事務所と情報共有をした際に、今回の事案について、Aは出席しているものの、「事実がはっきりしていない」「保護者が納得していない」ということがあるため、「重大事態になる可能性もある」ことを共通理解していた。

また、教育相談所に通っているが、欠席数も増えているので、「重大事態になる可能性もある」という認識を持っていたが、「アンケートをする」「保護者同士の話し合いをする」など、当該校がAの保護者の要望に寄り添って対応している状況があったため、同月16日（木）の時点では、重大事態に発展する可能性は低いと考えていた。しかし、「転校」という話が出るようになり、「重大事態」が現実の問題となってきた。

今回の事案について、発生当初は、今後、Aが登校できなくなる場合、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に該当するため、「重大事態になる可能性がある」と考えていたが、転学申請を行った場合についても、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに則り、「いじめ重大事態として判断しなければいけない」と考えていた。

いじめに関して、学校からすべての報告があるわけではない。しかし現在は、文部科学省からの通知（令和5年3月10日付け「いじめ重大事態に関する国への報告について」）により、「重大事態になってからの報告」ではなく、「重大事態になる可能性がある場合には、県を通じて、国へ報告・相談する」となっている。そのため、校長会等でも、「保護者が納得していない場合」「児童が欠席している場合」など具体例を示しながら、各学校には事例の報告・相談を求めている。

エ 学校に対して行ったこれまでの指導について

今回の事案では、「Aの支援・指導の記録」「これまでの経過報告」について、作成及び提出を求め、状況の把握を行っていた。Aの保護者から数回にわたり相談を受けていたので、その都度学校に連絡し、情報共有や対応状況を確認し、Aの保護者の思いに寄り添った対応を進めるよう依頼した。「転校」という言葉が出てきたときには、校長に「いじめが解決しないで、転校となった場合、重大事態となる」と伝え、丁寧な対応を依頼した。

市全体としては、小中一貫教育推進検討部会「こころ部会」という15校の生徒指導主任が集まる会議が年に5回あり、その会議の中で、いじめ等の対応について話をしている。校長会や教頭会では、重大事態が発生した場合の対応等についても話をしている。今回の重大事態発生後も、校長会で情報共有し、各校の対応について振り返ってもらい、丁寧な対応を依頼している。各校の「いじめ防止基本方針」は、市で基本的な型を作成し、それを参考に各校で基本方針を作成し、ホームページに掲載するよう指示している。内容については、今後、各校で再確認するよう指示する予定である。

オ 市教委の日常の情報共有とその活用方法について

各担当の指導主事の得た情報は、細かいものまで課長に集約される。そして共有すべき内容については、朝の打ち合わせなどにおいて課内で共有している。すぐに対応すべき事案については、課長、担当指導主事で対応しながら、部長、教育長に報告し、対応方針を伝え、必要な指導も受けている。基本的に口頭でのやり取りとなるが、必要に応じて、情報を資料として記録し、共有している。本事案のような場合は、資料を継続して作成している。報告があった情報は、学校に確認して、必要に応じて対応を依頼している。

また、対応を進めるにあたっては、学校からの連絡を待つのではなく、市教委から学校へ状況の確認をするように心がけている。本事案では、学校に「Aの支援・指導の記録」「これまでの経過報告」について、作成及び提出を早期の段階で依頼し、市教委内で共有しながら対応した。

カ 本事案で引き出された今後の教訓について

いじめについては、児童生徒に日頃から接している学校現場に対応を任せることが多く、市教委が指導、助言することは少ない。ただ本事案では、初期段階で、もう少し踏み込んだ対応ができたかもしれない。令和5年11月13日（月）に学校から連絡を受けた際、AとBの意見が食い違っている状況について、対応の確認など、学校の初期対応についてもっと丁寧に確認することもできた。また、保護者同士の話し合いに向けて、状況を確認し、和解に向けた話し合いの方向性について、助言することもできた。

年間を通して、何回かいじめの対応で報告を受けることがあり、その中で学校の対応に課題がある場合は、課長から校長に連絡し、学校の対応を支援する場合もある。しかし、本事案ではそこまで至らなかった。今後はこれまで以上に危機意識を高くし、状況に応じた対応策を考えていく必要がある。

一般的に、様々な学校の対応について、経験の浅い教員もいるので、対応の振り返りが必要な場面もある。「生徒指導主任の会議でどのように研修の機会を設けるのか」「校長会や教頭会等でどのように働きかけるのか」についても、これまで以上により良い在り方を工夫していきたい。

また、いじめの認知件数については、小学校が多く、中学校が少ない。各学校の生徒指導等の会議は、小学校が少なく、中学校が多い。この点だけで言えば、いじめの対応は小学校より中学校の方が丁寧に感じる。小学校はいじめの認知件数が多い分、一つ一つの対応にかかる時間が十分に取れていない可能性がある。今後、認知件数や対応の差について、各学校にどのように伝え、改善していくのかを考えなければならない。

2 いじめの有無

（1）本事案におけるAの保護者の訴え

- ① 令和5年10月頃に発生したAがBから暴力を振るわれたり、またそのことを口止めされたりした事案
 - ・以前から、Bから暴力を振るわれている。
 - ・暴力を振るわれていることをAはBに口止めされているため、親にも先生にも話せなかった。
 - ・BがAに「腕を折ってやる」と言いながら、両手でAの手首から肘にかけて思いっきり痛くしたり、すねやももを日常的に何度も蹴ったりしている。
 - ・表沙汰にはなっていないが、裏で陰湿ないじめが日常的にある。
- ② 令和5年11月15日（水）に発生したAがBから「死ね」と言われた事案
 - ・6校時の体育（鉄棒）の時間に、Aが鉄棒を行わず、担任から指導を受けている最中に、Bから「死ね」と言われた。
 - ・「死ね」と言われた件は、先生がいないときに言われた。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

(3) いじめについての判断

いじめの定義に則り、調査で得られた情報から、Aの保護者が訴えた(1)におけるいじめの有無について、検討し、判断を行った。本来であれば、A及びB、関係児童に聞き取りを行った上で判断するものであるが、本事案はAの保護者の申し出により、当該校の報告書をもとに、Aの保護者、Bの保護者、当該校の管理職、関係職員、市教委からの聞き取りの範囲で判断することとした。

① 令和5年10月頃に発生したAがBから暴力を振るわれたり、口止めされたりした事案

ア 令和5年11月13日(月)にAの保護者の訴えがあった後、担任がAとBから事実確認のための聞き取りをしている。

担任がAとBから聞き取った際、AとBは以下のように話をしている。

(Aから聞き取った内容)

- ・最近、悪口を言われる(死ね、うざい、ばか)。
- ・たまに蹴られる(すね、もも)。
- ・「腕を折ってやる」はよくわからない。
- ・以前、「先生や親に言ったらもっとやるぞ」と言われた。
- ・今までしたことを謝ってほしい。もうやらないでほしい。
- ・仲良くできないから、Bとはあまり関わりたくない。

(Bから聞き取った内容)

- ・悪口は言ってしまった。
- ・暴力はあまり記憶にないが、以前、けんかしたときに暴力を振るってしまったかもしれない。
- ・「腕を折ってやる」はあまり記憶にないが、遊びの延長で言ってしまったかもしれない。
- ・Aからも悪口を言われている。
- ・Aとは、今後あまり関わりたくない。
- ・しつこく言ってきたり、煽ったりしないでほしい。

イ 令和5年11月13日(月)に、校長はいじめと認知し、市教委へ報告している。

ウ 担任はAと仲が良い5名の児童、下校方向が同じ6名の児童、合計11名の児童に聞き取りを行った。その際、2名の児童は「帰り道に、AとBがけんかしている所を見た」と答えていて、残りの9名の児童は「暴力を振るっていた所は見ることがない」と答えている。

また、学級全員を対象に行った「臨時アンケート」では、AとBに関する記述をしている児童はいなかった、と担任は述べている。

エ 八潮市いじめ対策委員会が担任とBの保護者に聞き取り調査を行った際、担任とBの保護者は以下のように述べている。

(担任から聞き取った内容)

- ・ AとBから聞き取りを行った結果、2人とも「今後は関わりたくない」と言っていたので、事実が明らかになっていない所があったが、「悪口を言ったこと」、「暴力を振るったこと」をお互いが認めていたので、お互いがしたことについて謝罪をした。
- ・ 担任としては、一度距離を置いて、その後、2人の距離を縮められたら良いと考えていた。
- ・ Bは「腕を折ってやる」について、「覚えていないけど、もしかしたらやったかもしれない、やっていないと断言はできない」と言っていた。

(Bの保護者から聞き取った内容)

- ・ Bに話を聞いたら、「けんかはしたことがある」と言っていたが、「腕を折ってやるは覚えていない」と言っていた。

② 令和5年11月15日(水)に発生したAがBから「死ね」と言われた事案

ア 八潮市いじめ対策委員会が担任、Bの保護者に聞き取り、担任とBの保護者は以下のように述べている。

(担任から聞き取った内容)

- ・ 令和5年11月15日(水)に発生した事案について、BがAに対して「死ね」と言ったときは、担任がAに対して指導を行っているときであった。担任は、BがAに対して「死ね」という発言をしている所を見聞きしてないので、「死ねと言うのは無理なのではないか」とAの保護者に伝えている。
- ・ Aの保護者に連絡した際、Aの保護者が「学校自体が怖いので、言っていない言葉も言われたと勘違いしている部分もある」と言っていた。
- ・ Bは暴言がよく出ていて、「うざい」がよく出る。2学期は、日常的に「死ね」と言っていた。Bは他の児童と揉めているときに暴言が出ていた。

(Bの保護者から聞き取った内容)

- ・ Bに話を聞いたら、「覚えていない」「けんかしたことがある」と言っていた。

イ 担任はAと仲が良い5名の児童、下校方向が同じ6名の児童、合計11名の児童に聞き取りを行ったり、学級全員に対して「臨時アンケート」を行ったりしたが、BがAに対して「死ね」と言ったような内容は何も出てこなかった、と述べている。

以上の調査結果を踏まえた八潮市いじめ対策委員会の判断は以下のとおりである。

- ① 令和5年10月頃に発生したAがBから暴力を振るわれたり、またそのことを口止めされたりした事案は、「腕を折ってやる」や「口止めをしたこと」については、聞き取りで十分な事実確認はできなかったものの、「お互い悪口を言うこと」や「BがAに暴力を振るったこと」はお互いが認めていることを踏まえると、いじめ防止対策推進法に基づき、Aが心身の苦痛を感じていることから、「いじめ」に該当し「BからAに対するいじめがあった」と推測することができる。
- ② 令和5年11月15日（水）に発生したBがAに対して「死ね」と言った事案は、担任とAが2人で話をしている際、BがAに「死ね」と言ったのであれば、担任に聞こえていない可能性は極めて低い。しかし、BがAに「死ね」と言った場面が、担任のいないときに言われたということであったり、Bが日常的に「死ね」と言ったりしていた状況を考えると、「死ね」と言った可能性がないわけではない。Aが心身の苦痛を感じているものの、いじめ防止対策推進法による「心理的または物理的な影響を与える行為」が明確にあったことは確認できなかった。一方で、周囲の児童への聞き取りを行っていないため、行為がなかったという証言も得られていない。

以上により、本事案について、いじめの有無は判断できなかった。

第3章 いじめに対する対応の検証

1 学校の対応の検証

(1) 本事案に関する学校の初期対応について

担任は本事案について、その都度、管理職に報告しつつ、助言を受けて、当該児童と保護者に対応していた。また、初期対応においても、当該児童から粘り強く聞き取りをしていた。関係児童からも情報を得ながら対応を進めていた。AとBのそれぞれの非に気づかせ、お互いに謝罪する所まで指導している。しかしながら、担任がBの保護者連絡の際、「お互いで謝罪したこと」は伝えたものの、「事実が十分に明らかになっていないこと」について説明不足であったため、Bの保護者に「お互い謝罪済の件で終わっている」という認識を与えてしまったと言える。

担任は両保護者に対して、その都度報告しているが、その意図が保護者に十分伝わっているとは言い難い所も見られた。それが結果として、「Aの保護者はBの保護者から謝罪の要求」「Bの保護者はお互い謝罪済みの件で終わっている話」という両保護者の本事案に対する認識のずれとなり、学校と両保護者の話し合いの不成立につながったと言える。

管理職については、当初、本事案が「重大事態になる可能性がある」という認識が乏しかった。管理職と担任を中心に取り組んでいたが、早期に臨時の校内いじめ対策委員会を開いて、学校全体で知恵を集結して取り組むべきであった。

(2) 保護者同士の話し合いに関する対応について

校長、教頭ともに、「Aが転校という結果については、心が痛く、転校しかないと思わせてしまって、大変申し訳ない気持ちである」と述べている。

また、校長は「保護者同士の話し合い後に、再度、両保護者に落ち着いて話し合いをすることを提案できたら、Aが転校せずに済んだかもしれない」と述べている。

教頭は、「保護者同士の話し合いの前に、両保護者の思いをもっと聞き、お互いの保護者にその思いや現在の状況について詳しく説明していれば、話し合いも良い形で終わったかもしれない」と述べている。

担任は、「事実が分からないこともある中で、子ども同士の謝罪で終わりと考えるBの保護者と、子ども同士で謝罪したとしても親が謝罪するべきと考えるAの保護者が話し合いをした」「その結果、Bの保護者が帰ってしまい、今後の話し合いによる解決は難しいと思った」と述べている。

Aの保護者は、「話し合いのときに、学校に互いの謝罪を求めるなど、話し合いの流れを作ってほしかった」と述べている。

Bの保護者は、「学校は話し合いの場を設けてくれたが、話し合いに関しては見守っていることしかできなかったと思っている」と述べている。

以上の聞き取りを踏まえると、初期対応後の対応において、管理職の状況把握が弱い所が見られる。管理職は、保護者との対応において、担任をバックアップしているが、必ずしもそれが十分であったとは言えない。両保護者に対して、より丁寧な説明とコミュニケーションが必要であり、学校と両保護者の話し合いまでの準備不足があったと言える。

保護者同士の話し合いに関しても、Aの保護者の「話し合いの場を設けてもらいたい」「学校も一緒に入ってもらいたい」という強い要望があって話し合いを行ってはいくが、「話し合いの目標やゴールを明確にしていない点」や「話し合いの内容について、両保護者と情報共有していない点」などを踏まえると、保護者に対して、さらに寄り添った対応をする必要があったと言える。学校が保護者に対して、謝罪を求めたり、謝罪を受け入れたりするようお願いすることはできないが、「行為」と「経緯」など、両保護者の話し合いの論点がズレていた点に関して、学校がAとBの行った事実を整理し、不透明な部分も踏まえ、話し合いの方向付けをすることができれば、話し合いも違う結果になった可能性がある。

また、話し合い後、学校はAの保護者とは連絡を取っているが、Bの保護者とはほとんど連絡を取っていなかったため、話し合いが決裂に終わったとは言え、学校は両保護者の思いや状況を把握する必要があった。さらに、管理職は、両保護者の思いを聞き、学校と両保護者の話し合いを再度行う努力をするべきであったと言える。

(3) 保護者との連携について

校長は、「当該校のいじめ基本方針は、市で作成したものを基に作成し、ホームページで公開するとともに、年度当初の職員会議でも、生徒指導主任を中心に、確認して、保管している」と述べている。

しかし、ホームページを確認すると、「記載内容が分からない箇所」や「年度更新されていないと思われる箇所」があり、保護者の信頼を得られる状態とは、言い難いものと言える。

校長は「いじめの定義についての理解などを図るための保護者宛通知文等を出していない」「学校で行っているアンケートに関して、保護者に周知できていない」と述べている。

Aの保護者は、「アンケートの結果は聞いたが、そもそもアンケート自体を知らないし、内容についても分からない」「学校からは対応の結果は聞いているが、どういう内容で調査したかなどは聞いていない」と述べている。

本事案の当該校の対応について確認すると、初期対応として、いじめ基本方針に則り、「いじめの事実確認」「当該児童や関係児童の聞き取り」「当該児童の思いの確認」「保護者連絡」「市教委への報告」などを丁寧に行っていたと言える。しかしながら、「Bの保護者が学校の対応について聞いていない点」「いじめの定義についての理解などを図るための保護者宛通知文等を出していない点」「学校で行っているアンケートに関して、保護者に周知できていない点」を踏まえると、当該校のいじめの対応について保護者周知の不十分さや保護者に寄り添った対応の不十分さがあったと言わざるを得ない。

(4) 校内組織における情報共有及び対応の協議について

管理職は、「担任は経験が浅い教員であったけれども、児童への指導、学級経営は良好で、授業規律もしっかりできていて、児童は担任の話も聞いていた。休み時間も児童とよく遊んでいて、担任の周りに児童が集まっていた」と述べていて、担任は学級に対して熱心に丁寧に取り組んでいたと言える。

また、学年主任は、「今回の事案について、担任から逐一報告を受けている」と述べている。そして、担任は「今回の事案に関しては、管理職に相談して対応する場面が多かった」「学年主任、学年職員は、困ったらすぐに相談できる」と述べていて、管理職との関係性も良好であり、学年間の風通しがよく、管理職、学年主任は担任を見守りつつ、必要な助言をしていて、担任は管理職や学年主任と連携しながら、丁寧に対応していたと言える。

管理職や学年主任、担任は、「当該校のいじめ基本方針を基に、管理職や生徒指導主任が職員会議でいじめについての研修等を行っている」「月に1回校内いじめ対策委員会を行い、情報共有を行っている」「年に3回（6月、10月、2月）、定期アンケートを行い、いじめの調査を行っている」「年に1回いじめに関する授業を行い、いじめについての理解を深めている」と述べている。

本事案については、令和5年11月13日（月）に訴えがあったが、臨時の校内いじめ対策委員会を開いて、情報共有し、対応策等の検討をするなどの対応を行っていない。定期的に行っている同月24日（金）の校内いじめ対策委員会で情報共有のみをし、管理職と担任で、本事案について対応を検討して進めていたことを踏まえると、本事案は、管理職への報告はできていたが、一部の関係職員のみで情報を共有し、校内組織として、いじめ事案の対応について協議の場がなかったと言える。管理職が早期に臨時の校内いじめ対策委員会を開いて、本事案について、学校全体で協議して取り組むべきであったと言える。

（5）指導における「謝罪」について

担任は、学校で児童間のトラブルが起きた場合、「どうしたいのか」「相手に何をしてほしいのか」を聞いて対応していて、すぐに謝罪をして終わりというわけではなく、「本人がどうしたいのか」を大切にして対応している、と述べている。

Aの保護者は、「トラブルが起きたとき、学校はすぐに謝罪をさせて終わりにしてしまう」と述べている。

いじめの指導における「謝罪」は、関係修復のためには大切なことではあり、和解することができれば、両者の相互理解が進み、いじめの関係をなくすきっかけになりうる。しかし、被害児童や保護者がまず望んでいるのは、事実を明らかにして二度といじめが起きないという道筋をしっかりと作ることである。しかし、これらが不十分なまま「形だけの謝罪」で終了した場合、両者の関係は悪化する可能性があり、保護者の学校に対する不信感が増すことになる。

本事案において、担任は「何が許せないのか」「何をしてほしいのか」についてAに聞き、Aが「謝ってほしい」と言っていたことに加え、担任が「自分がやったことも謝れますか」と聞き、「はい」と答えたので、お互いに自分のしたことについて謝罪をし、その上でお互いあまり関わらないことになった、と述べている。Aの思いに寄り添いながら、Aの非にも気づかせ、お互いに謝罪する所まで指導している点は、いじめをなくしていく上で、一定の効果があったと言える。

しかし、本事案では、「腕を折ってやる」「口止めをした」ことについて事実が不明確な部分があり、その中で「指導における謝罪」を行い、「お互いに謝罪をしたこと」のみをBの保護者に伝えてしまった結果、両保護者間での認識のズレを生じさせてしまった。保護者への説明不足が原因でもあるが、事実をもう少し明らかにしてから「指導における謝罪」を行っていれば、保護者の認識のズレは生まれなかった可能性がある。

2 市教委の対応の検証

(1) 本事案に関する初期対応について

東部教育事務所から連絡を受け、すぐに学校、警察と連絡を取り、情報共有し、今後の方策を立てている。また、当該校に対して、「Aの支援・指導の記録」や「これまでの経過報告」の作成及び提出を求め、状況把握に努めている。当初、「重大事態となる可能性がゼロではない」という認識はあったものの、Aが登校している状況から、その可能性は低いと考えて対応していた。

(2) いじめ重大事態の判断に至るまでの対応について

市教委としては、Aの保護者が相談に来て以来、保護者の訴えや要望を聞きながら、学校とも情報共有をして、必要な手立てを行ってきた。

市教委は「Aが登校できない日が続いた場合」や「Aが転校をした場合」について、いじめ重大事態として対応することを学校に伝え、対応の検討を求めているが、「Aが登校できていること」「学校がアンケート調査を行い、再調査すること」「学校が保護者同士の話し合いの場を設定したこと」を踏まえて、いじめ重大事態になる可能性が低いと考えていたため、もう一步踏み込んだ学校への指導、支援ができなかったと言える。

(3) 市教委内の情報共有について

日常的には、各担当が受けた案件は必ず課長に集約され、「すぐに対応する案件」と「部長、教育長の判断を必要とする案件」に分けられて実務にあたっている。また、毎朝の打ち合わせなどで、必要な情報共有をしている。

本事案でもいつも通り情報共有を行いながら対応を進めていたが、「AやBのこれまでの状況」や「Aの保護者の訴え」なども踏まえ、より慎重に検討することが必要であったと言える。

(4) 市内小・中学校への指導について

校長会や教頭会、生徒指導主任が集まる年5回の会議の中で、いじめ等の対応について説明している。また、いじめ重大事態となる対応についても、重大事態の判断基準について繰り返し説明するとともに、「保護者が納得していない場合」や「児童が欠席している場合」など具体例を示しながら、事前の報告を促している。

市教委を中心に、「いじめ撲滅指導案」を作成し、指導案を活用して、各学校で年に1回は授業するよう指導している。また、「いじめ防止対策基本方針」について、市の基本的な型を示し、各校で作成し、対応するよう指導している。

市教委としては、各学校に対して、様々な場面で情報提供し、いじめについての理解を深める努力をしている。市教委として、取るべき対応をしっかりと行っているようではあるが、「いじめが起きたときの対応についての具体的な研修」や「学校が作成したいじめ防止対策基本法の内容の確認」など、もう一步踏みこんだ対応をすることで、市全体のいじめに関する意識を醸成し、各学校のいじめの対応をよりよいものにすることができたと言える。

第4章 再発防止策のための提言

1 当該校への提言

(1) 児童の心の状態の把握といじめの早期発見

いじめの訴えがあっても、「この程度のことはいじめではない」「友人関係のトラブルである」「これはただのけんかである」と教職員が個人で判断してしまい、結果として問題が大きくなってしまうケースがある。児童が感じる苦痛の程度には個人差があり、教職員の思い込みや価値観にとらわれることなく、児童の思いを理解することが大切である。被害児童が苦痛を訴えていた場合は、いじめの疑いに該当すると捉えることが必要であり、いじめを訴えた児童の気持ちに寄り添い、訴えを把握した上で、十分な事実確認を行うことが求められる。

いじめの発見のきっかけの多くは、「アンケート等調査」「本人の訴え」「学級担任による発見」「保護者の訴え」などがあり、「アンケート等調査」による発見の割合が最も高いと言われている。しかし、あくまでもアンケートは一つの手法であり、学校はアンケートの計画的・効果的活用を検討するとともに、教職員が日ごろから危機意識を高くして、複数の目でいじめの発見に努め、迅速かつ適切に対応することが重要である。

以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

① アンケート調査の在り方（回数、保護者チェック、無記名式）

- アンケートはいじめ発見の有効な手段の1つである。学校は月に1回程度実施し、そのうち少なくとも1回はアンケート用紙を自宅に持ち帰らせるなどして、保護者の考えも汲み取れる工夫をする。
- アンケートの実施にあたっては、記名の有無や質問項目を検討して実施するとともに、必要に応じて、関係保護者の意向を取り入れ、臨時で実施するなど、柔軟に対応する。
- アンケート実施後は、速やかに内容の確認を複数の目で行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、迅速に対応する。
- 聞き取りを行う場合、アンケートを記入した児童が特定されないように配慮しながら聞き取りをするとともに、関係保護者への連絡を丁寧に行い、今後の対応について、児童や保護者に寄り添った対応をする。

② 定期的な面談等の実施

- 学校は一人一人の児童理解に努めるとともに、児童が悩んだり、困ったりしたときに相談しやすい存在となるよう、人間関係を深めることが大切である。定期的な面談等の実施をするとともに、必要に応じて担任以外が面談することにより、複数の教職員が児童と関わり、多角的、多面的な対応をすることができる。
- アンケートと面談を合わせて実施することも効果的である。
- 面談等で得た内容について、校内で必ず共有する。

(2) 保護者に寄り添った対応

いじめの問題の解決のためには保護者との連携は極めて重要なものである。保護者は、自身の子供の学校生活について様々な悩みを抱えている。学校はその悩みに寄り添うとともに、親身な対応で保護者との信頼関係を構築していくことが大切である。保護者から訴えがあった場合は、「その行為が実際に事実として行われたのかどうか」「どのような内容であったか」ということを含む情報の整理をし、今後の児童等への聞き取りについての対応を組織として協議する必要がある。また、今後の対応の方向性についても保護者に丁寧に説明し、保護者の意向にも寄り添いながら対応していく必要がある。初期対応が遅れたり、保護者との意思疎通が不十分であったりすると、早期解決が困難になり、事態が複雑化してしまうので、丁寧に情報提供する必要がある。また、聞き取った内容をもとに、校内いじめ対策委員会を立ち上げ、指導や対応を協議するとともに、全教職員で内容を共有し、「組織」で解決していくことが求められる。

以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

① 児童・保護者の思いに寄り添った対応

- 受容、傾聴、共感の姿勢をもって、児童・保護者の相談を聞き、「訴え」を正確に把握する。
- 対応を進めるにあたっては、児童・保護者の意向を十分に聞き、その心情に配慮しながら対応する。

② 保護者連絡の方法

- 学校は、「子供たちの安心・安全が最優先であること」「子供たちの命を預かっていること」を常に意識し、学校で起きたことに関して、保護者へ情報提供する必要がある。
- 該当保護者に対して、正しい情報をこまめに、丁寧に連絡するとともに、関係保護者に対しても個人情報に配慮しつつ、丁寧に連絡する。

③ 関係機関及びSC・SSW（下記 ※）との連携

- 学校は関係機関と連携し、必要に応じて、保護者へ情報提供する。
- 学校は不安や悩みを抱える児童や保護者に対して、心理の専門家であるSCに相談できるよう相談体制を整える。また、相談内容に応じて、養護教諭や福祉の専門家であるSSWとの情報共有を行い、支援策について組織的に検討し、支援を行う。
- 教育相談所に配置している臨床心理士やSCとも連携し、児童・保護者に寄り添った対応をする。

※SC …スクールカウンセラー

SSW…スクールソーシャルワーカー

(3) いじめに対する学校の組織対応の在り方

いじめが起きたときの対応の際、特定の教職員が情報を抱え込み、組織に報告しなかったことで、後にトラブルとなる場合がある。問題を個人で抱えることなく、組織で情報共有し、複数の視点から児童の変化に対応できる体制を確立することが必要であるとともに、関係機関と連携し、個々の課題に対してきめ細かく指導や支援ができる体制を整えることが重要である。また、組織対応において、管理職のリーダーシップが必要不可欠となる。校長がリーダーシップを発揮し、生徒指導主任などを中心とした協働的な指導・相談体制を構築することで、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を組織として明確に進めることができる。さらに、迅速かつ丁寧な初期対応を組織的に行うことで、問題解決がより可能となる。そのためには、対応の記録を残し、事例の経過について学校が組織で共有し、管理職をはじめ全教職員が確認できるようにしておくことが重要である。

以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

① 初期対応の在り方

- 担任任せにはせず、管理職も積極的にに関わり、チームとして対応する。
- 役割分担を明確にし、迅速かつ丁寧に対応するとともに、情報共有を密に行う。
- 常に最悪の事態を想定して対応する。

② 記録のファイリング

- 「いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように」等、5W1Hに沿って、時系列に正確な情報を記録する。また、推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切である。
- 「その場での指導や対応」「児童生徒がどのように話をしたか」等が分かるよう、あらかじめ記録の様式を定めておくことも必要である。また、児童生徒から聞き取った内容だけでなく、教職員の対応した記録も残しておく。
- 対応の記録を残し、事例の経過について学校が組織で対応し、管理職をはじめ全教職員が確認できるようにしておく。

③ 管理職を中心とした組織的な対応

- 基本方針を年度初めに職員会議などで毎年確認する。
- いじめ対応の基本的な考え方について、職員に浸透するように、具体例に基づくケーススタディ型の研修等を定期的に行う。
- 校内いじめ対策委員会を設置し、委員を中心に、職員全員の共通理解を図るとともに、委員会を有効に活用する。
- 校内いじめ対策委員会は、定期的な開催だけでなく、必要なときに臨時開催して対応する。
- 多角的な視点や幅広い対応を行うために、関係諸機関及びSC・SSWとの連携を図る。

○校内いじめ対策委員会は、いじめの対応だけでなく、学校のいじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行うことも必要である。

④ 指導における「謝罪」の在り方

- 謝罪をもって安易に解決せず、事実を明らかにするなど、謝罪に至る過程を大切に指導し、組織として対応する。
- 本人・保護者の意向を聞きながら、保護者との連携を密にして進める。
- 解決の見届けを必ず行う。

2 市教委への提言

八潮市では、「八潮市みんなでいじめをなくすための条例」を制定し、各学校においては、条例に基づき、「いじめ防止基本方針」を作成している。また、9月をいじめ防止強化月間と定めるなどして、児童生徒、保護者、教職員に対して、いじめ防止等の啓発を図りながら、いじめ防止に向けて取り組んでいる。

具体的な取組として、以下の内容に取り組んでいる。

- ・「いじめ撲滅指導案」を作成し、各学校で年に1回、いじめに関する授業を実施している。
- ・「ネット利用ルール作り活動」を推奨し、市で作成した授業プランを活用し、各学校の実態に応じて、授業実践を行い、ネットモラルに対する理解を深めるとともに、ネットいじめ防止等の啓発も図っている。
- ・毎月開催している校長会や教頭会、年に5回開催している生徒指導主任が集まる会議の中で、いじめに関する研修等を行っている。
- ・各学校において、独自のいじめアンケートや面談等を実施し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めている。市としては、月に1回のいじめアンケートを実施することが効果的であることを伝えている。

市内の小学校においては、いじめの認知件数が多く、小さいいじめも見逃さずに対応している。ただ、複数の教員が関わって、丁寧な対応をしていくという点に課題がある。

中学校においては、いじめの認知件数は少なく、表に出てこないいじめが潜んでいる可能性がある。教職員のいじめに対する認識と感度を向上させるという課題があるが、複数の目で関わり、組織的な対応ができるという利点があるため、その点をさらに活かす必要がある。

小学校と中学校のこれらの違いは、全て教科担任制の中学校と一部教科担任制の小学校の違いに起因するため、空き時間もほぼない小学校では、情報共有も困難であり、組織的対応の重要さは分かりつつも、できにくい状況があるのも事実である。

また、市内の全ての中学校には、さわやか相談員が配置されていて、生徒、保護者が教員以外の人に気軽に相談できる相談体制が確立されているのにも関わらず、小学校には未配置の状況である。

市教委として、国、県、市からの限られた予算の中で、人的配置に工夫をしているが、現状では十分とは言えない。児童、生徒の健やかな成長と発達のためには、学校現場のマンパワーを質量ともに上げることが大切である。

以上のことを踏まえ、具体的な改善方策を提言する。

(1) いじめ対応及びいじめ防止対策についての啓発の強化

- 校長会、教頭会と連携し、いじめ対応や防止対策について啓発を行う。情報共有だけでなく、事例をもとに具体的な支援・指導を行う。
- 小中一貫教育推進検討部会（こころ部会、しえん部会）において、生徒指導主任や教育相談主任などへの啓発を行うとともに、各学校で行っている生徒指導部会や教育相談部会に指導主事が参加し、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭への啓発を行う。

(2) 具体的かつ組織的な対応についての研修の実施

- 「研修の充実」や「教職員の資質・能力の向上」を図るために、事例を活用した研修などを行う。
- 各学校でいじめに関する研修を実施するための資料を作成する。
- 各学校のいじめ撲滅に関する取組を把握し、取組の見届けを徹底する。
- 各学校が作成しているいじめ防止基本方針の確認及び見届けを行う。

(3) 関係機関及びＳＣ・ＳＳＷとの連携の強化

- 学校、関係諸機関との密な連携、学校運営の独自性を尊重、信頼しつつも、必要と判断した場合は、一緒に取り組みながら指導、支援をする。
- 教育相談所やＳＣ・ＳＳＷ、中学校配置のさわやか相談員との連携を強化し、効果的な活用をするために研修等を実施する。
- 教育相談所に行くのが難しい児童・生徒、保護者のために、オンライン相談ができるよう対応の強化を進めていく。

(4) 人員の確保

- 市内の全ての小学校にさわやか相談員を配置し、相談体制の強化をする必要がある。
- 市行政には、教育予算の増額を要望する。併せて、市として、県と国への教育予算増額の要望をされることを切望する。

【添付資料】

- 1 八潮市みんなでいじめをなくすための条例
- 2 八潮市いじめ対策委員会設置規則